第１号様式（第７条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助事業者

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付申請書

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

１　事業名

記入例：〇〇地域への自動運転サービス導入事業　等

２　補助金交付申請額

金　　　　　　千円

３　添付書類

1. 申請額算出内訳書（別紙のとおり）
2. 補助対象経費に係る見積書・協定書等の写し
3. その他補助金の交付に関して参考となる書類

４　本人確認欄

1. 書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　 ：

連絡先（電話番号） ：

1. 事務担当者

所属、役職及び氏名 ：

連絡先（電話番号） ：

５　※ 東京都確認欄

確認日　 ：

確認方法 ：

（注意）１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第２号様式（第８条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付決定通知書

　年　　月　　日付　　第　　号により交付申請のあった、東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金については、東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第８条の規定により、下記のとおり交付する。

記

１　交付決定額　金　　　　　　　　千円

２　交付条件

（交付申請の撤回等）

第１　補助事業者は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、交付決定後、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、知事に撤回を文書にて申し出なければならない。

（補助事業の計画変更の申請）

第２　補助事業者がその交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（第３号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止の承認）

第３　補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第４　補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（第６号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第５　補助事業者は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

（遂行命令等）

第６　知事は、補助事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者が第７に基づき提出する実績報告書や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定による調査等により、補助事業者に対して補助事業の運営や経理等の状況について検査を行い、又は報告を求めるものとする。

２　前項の規定による検査又は報告の結果、補助事業が要綱第８条及び第10条の交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、その補助事業者に対し、交付決定の内容及び条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずること（以下「遂行命令」という。）ができる。

３　補助事業者は、前項の規定に基づき、遂行命令の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

４　補助事業者が第２項の遂行命令に違反したときは、知事は補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第７　補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合であっても東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定は、第３の規定により知事が補助事業の廃止の承認をした場合について準用する。

３　報告内容において、知事が東京都の公表資料への反映を求めたときは、協議に応じなければならない。

（補助金の額の確定）

第８　知事は、交付決定を行った場合は、補助金の額を確定するために、第７の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。

２　前項による審査の結果、補助事業の成果が、補助金交付に当たっての条件等に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

３　前項による交付補助金の額は、額の確定通知書（第２号様式）により、当該補助事業者に速やかに通知する。

（補助金の支払）

第９　補助事業者は、第８による額の確定通知を受けた場合において、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払の請求書（第９号様式）を知事に提出しなれければならない。

（是正のための措置）

第10　知事は第８の規定による審査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第11　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

２ 補助事業者は、知事の承認を受けないで取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

３ 補助事業者は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第12　知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、交付決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。

一　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

二　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

三　廃業、倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となったとき。

四　要綱第３条で定めた補助事業に該当しないとき。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第13　知事は、第12の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

（違約加算金及び延滞金）

第14　知事が第12の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、第13の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額。）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第15　第14第１項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第16　第14第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（帳簿の保管義務）

第17　補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後５年間保存しなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第18　非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

（その他）

第19　東京都の自動運転にかかる取組に関して、知事が協力を求めたときは、協議に応じなければならない。

（注）補助金交付の条件は以上によるほか、必要に応じ条件を付す場合がある。

第２－２号様式（第９条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金不交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった標記の補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したため、東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

不交付とした理由

第３号様式（第11条関係）

文　書　番　号

　　　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助事業者

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金に係る

補助事業計画変更承認申請書

　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で補助金の交付決定通知のあった東京都自動運転サービスの実現に向けた事業について、下記のとおり変更を申請するので、承認願います。

記

１　変更事項及びその内容

２　変更する理由

３　補助金交付申請書（写し）に変更する部分を上段に朱書きしたもの

４　その他必要な書類

５　本人確認欄

1. 書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　 ：

連絡先（電話番号） ：

1. 事務担当者

所属、役職及び氏名 ：

連絡先（電話番号） ：

６　※ 東京都確認欄

確認日　 ：

確認方法 ：

（注意）１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第４号様式（第12条関係）

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付決定額変更通知書

　年　　月　　日付　　都市基交第　　　号で補助金の交付決定をし、　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号で補助事業の計画変更承認申請のあった東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金について、下記のとおり補助金交付決定額を変更したので通知する。

記

１　補助金変更決定額　　　　　　　　　千円

２　補助事業の内容等

（単位：千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 変更前の交付決定額 |  |
| 変更後の交付決定額 |  |
| 変更による増減額 |  |

３　補助事業及び変更内容

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金に係る補助事業計画変更承認申請書のとおり

４　交付条件

　年　　月　　日付　　都市基交第　　　　号の東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付決定通知書に記載の交付条件に同じ。

第５号様式（第13条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助事業者

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金に係る

補助事業中止（廃止）承認申請書

　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で補助金の交付決定通知のあった東京都自動運転サービスの実現に向けた事業について、下記のとおり同事業の中止（廃止）を申請するので、承認願います。

記

１　事業を中止（廃止）する理由

２　補助対象経費の支出額内訳 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 既施行部分額 | 未施行部分額 | 計 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

３　事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定日

（１）中止期間　　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

（２）完了予定期日　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

４　その他必要な書類

５　本人確認欄

1. 書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　 ：

連絡先（電話番号） ：

1. 事務担当者

所属、役職及び氏名 ：

連絡先（電話番号） ：

６　※ 東京都確認欄

確認日　 ：

確認方法 ：

（注意）１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第６号様式（第14条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助事業者

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金に係る

補助事業事故報告書

　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で補助金の交付決定通知のあった東京都自動運転サービスの実現に向けた事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

１　事故の種類

２　事故の主な原因

３　事故に対する補助事業者の対処方針

４　事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

５　本人確認欄

1. 書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　 ：

連絡先（電話番号） ：

1. 事務担当者

所属、役職及び氏名 ：

連絡先（電話番号） ：

６　※ 東京都確認欄

確認日　 ：

確認方法 ：

（注意）１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第７号様式（第17条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助事業者

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金に係る

補助事業完了実績報告書

　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で補助金の交付決定を受けた標記事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

１　事業名

２　交付決定額

金　　　　千円

３　添付書類

1. 決算額算出内訳書
2. 業務委託等にあたっては契約締結書類の写し

（３）その他必要とする書類（例：補助事業の実施状況等の当該補助事業の事業効果が分かる資料、補助経費に係る写真、帳票等）

４　本人確認欄

1. 書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　 ：

連絡先（電話番号） ：

1. 事務担当者

所属、役職及び氏名 ：

連絡先（電話番号） ：

５　※ 東京都確認欄

確認日　 ：

確認方法 ：

（注意）１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第８号様式（第18条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業に係る補助金確定通知書

　年　　月　　日付　　　第　　　号をもって実績報告のあった、標記都補助金事業については、東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付要綱第１８条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　千円

２　確定交付額　　　　　　　　　千円

第９号様式（第19条関係）

請　求　書

請求金額　　　　　　　　　　　円

　年　　月　　日付　　都市基交第　　　号をもって東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金の額の確定通知のあった補助金を、上記のとおり請求します。

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助事業者

１　本人確認欄

1. 書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　 ：

連絡先（電話番号） ：

1. 事務担当者

所属、役職及び氏名 ：

連絡先（電話番号） ：

２　※ 東京都確認欄

確認日　 ：

確認方法 ：

（注意）１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第10号様式（第21条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助事業者

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金に係る

財産処分承認申請書

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業に係る財産を、東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付要綱第２１条第３項の規定により、下記のとおり処分を申請するので、承認願います。

記

１　処分しようとする財産

1. 品目
2. 所在内容

２　処分の内容

３　処分の相手方の氏名又は名称及び住所

４　処分の相手方の利用計画

５　処分しようとする理由

６　処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

７　本人確認欄

1. 書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　 ：

連絡先（電話番号） ：

1. 事務担当者

所属、役職及び氏名 ：

連絡先（電話番号） ：

８　※ 東京都確認欄

確認日　 ：

確認方法 ：

（注意）１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。